南部箕蚊屋広域連合告示第１号

令和８年第１回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年２月６日

南部箕蚊屋広域連合長　陶　山　清　孝

記

１．期　日　　令和８年２月25日（水）　午前10時

２．場　所　　南部町役場　法勝寺庁舎　議場

〇開会日に応招した議員

長谷川　　満	森　下　克　彦
仲　田　司　朗	河　中　博　子
杉　本　大　介	大　床　桂　介
荊　尾　芳　之	山　路　　有
真　壁　容　子	景　山　　浩

〇応招しなかった議員

な　し

令和８年　第１回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第１日）

令和８年２月25日（水曜日）

議事日程

令和８年２月25日　午前10時開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議事日程の宣告

日程第４　施政方針の説明

日程第５　議案第１号　南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について＜委員会付託＞

日程第６　議案第２号　令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）＜委員会付託＞

日程第７　議案第３号　令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）＜委員会付託＞

日程第８　議案第４号　令和８年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞

日程第９　議案第５号　令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞

日程第10　広域連合行政に対する一般質問

日程第11　議案第１号　南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について

日程第12　議案第２号　令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）

日程第13　議案第３号　令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第14　議案第４号　令和８年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算

日程第15　議案第５号　令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算

日程第16　閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議事日程の宣告

日程第４　施政方針の説明

日程第５　議案第１号　南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について＜委員会付託＞

日程第６　議案第２号　令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）＜委員会付託＞

日程第７　議案第３号　令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）＜委員会付託＞

日程第８　議案第４号　令和８年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞

日程第９　議案第５号　令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞

日程第10　広域連合行政に対する一般質問

日程第11　議案第１号　南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について

日程第12　議案第２号　令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）

日程第13　議案第３号　令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第14　議案第４号　令和８年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算

日程第15　議案第５号　令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算

日程第16　閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

出席議員（10名）

１番　長谷川　　満	２番　森　下　克　彦
３番　仲　田　司　朗	４番　河　中　博　子
５番　杉　本　大　介	６番　大　床　桂　介
７番　荊　尾　芳　之	８番　山　路　　有
９番　真　壁　容　子	10番　景　山　　浩

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長	田　子　勝　利	書記	眞　野　孝　平
		書記	山　本　佳　奈

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	陶　山　清　孝	副広域連合長	小　澤　敦　彦
副広域連合長	中　田　達　彦	事務局長	湯　浅　香緒利
事務局次長	来　海　　操	事務局次長	加　納　真　一

午前１０時００分開会

○議長（景山　　浩君）　定刻になりましたので、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は１０人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、令和８年第１回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（景山　　浩君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、次の２人を指名いたします。７番、荊尾芳之議員、８番、山路有議員。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（景山　　浩君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、会期は１日間と決定いたしました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第３　議事日程の宣告

○議長（景山　　浩君）　日程第３、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第４　施政方針の説明

○議長（景山　　浩君）　日程第４、施政方針の説明。

連合長より施政方針の説明を求めます。

陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　それでは、令和８年度施政方針を申し上げます。

これより、令和８年第１回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします令和８年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当面する諸課題につきまして所信を申し述べ、本議会定例会を通じ、議員各位をはじめ広域連合区域内の住民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

さて、介護保険制度は創設から２５年が経過し、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着し、発展してきました。その一方で、今後２０４０年には介護と医療の複合ニーズを抱える８５歳以上人口が増加するとともに、認知症の方や単身高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が見込まれています。また、地域によって高齢化、人口減少のスピードに大きな差が生じることが見込まれ、サービス需要の変化が様々となる中で、地域の実情を踏まえたサービス提供体制やその支援体制の構築の議論が行われています。

令和８年度は第９期介護保険事業計画の最終年度となりますが、本広域連合でも現状と課題を踏まえ、第１０期介護保険事業計画策定に向けて、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組、医療・介護の連携、介護予防の推進、認知症施策などの取組について推進してまいりたいと考えております。

さて、本広域連合における介護保険の運営状況ですが、令和７年１２月末時点での第１号被保険者は9,１１９人で、前年同月と比較して２５人減少しています。高齢化率は３８.７％と、前年同月と比較して0.４％上昇しています。また、認定者数は1,６３５人で、前年同月と比較して１４人の減となっております。また、介護給付費は１９億7,８６２万円と、対前年度比較では0.１％減となっており、施設介護サービス費は伸びていますが、居宅介護サービス費は減少している状況となっています。

次に、予算の概要について説明いたします。

令和８年度一般会計の予算規模は５億3,８００万円で、前年度に比べ2,３００万円、4.１％の減額を見込みました。減額の主な理由は、介護保険システム標準化のための費用を減額したことによるものです。

また、介護保険事業特別会計の予算規模は３１億1,５００万円で、前年度に比べて1,３００万円、0.４％の増額を見込みました。介護給付費はサービス間で実績を考慮し、予算額の調整を行っていますが、総額としては第９期計画に基づく費用額を計上しております。

本定例会には、このほかに令和７年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算のほか、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正等の議案を提案しておりますので、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、施政方針といたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５　議案第１号　から　日程第９　議案第５号

○議長（景山　　浩君）　お諮りします。日程第５、議案第１号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてから日程第９、議案第５号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、日程第５、議案第１号から日程第９、議案第５号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　それでは、議案の提案をいたします。

まず、議案第１号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について。別紙のとおり南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第２９２条において準用する同法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局のほうから後ほど説明をいたします。

議案第２号でございます。議案第２号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）。

令和７年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４３８万2,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億9,５０１万3,０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

続きまして、議案第3号でございます。議案第3号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,421万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,170万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事務局から説明いたします。

議案第4号でございます。議案第4号、令和8年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算。

令和8年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,800万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は600万円と定める。

詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

議案第5号でございます。議案第5号、令和8年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算。

令和8年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億1,500万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は3億円と定める。歳入歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用とする。

詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

以上、提案といたします。

○議長（景山　　浩君）　湯浅事務局長。

○事務局長（湯浅香緒利君）　事務局長でございます。それでは、議案第1号から議案第5号につきまして説明をいたします。

まず、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてでございます。

本案は、税等交付金収納につきまして、全国的に督促手数料を廃止する自治体が増えており、本広域連合におきましても、介護保険料の督促手数料を廃止したため、対象条文を削除するものでございます。

また、令和７年度税制見直しに伴います地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受け、令和７年度の住民税非課税者につきまして、令和８年度も引き続き住民税非課税となるよう第１号被保険者の保険料の減免を行う事項を定めるため、対象条文に追加を行うものでございます。

内容といたしましては、令和８年度介護保険料の標準段階における基準の見直しにおきまして、令和７年度税制改正の影響を受けないよう、介護保険料施行令の規制の改正が行われたことによりまして、令和７年度の住民税非課税の者であって令和７年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受け、令和８年度も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分範囲の就労調整を行う者について、令和８年度、介護保険料の標準段階において住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免をするものでございます。

施行期日は令和８年４月１日としております。

続きまして、議案第２号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）でございます。

補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の２ページをお開きください。歳入から御説明いたします。１款分担金及び負担金でございます。３７０万4,０００円を増額し、５億3,７１１万円とするものでございます。主に派遣職員給与等負担金及び特別会計繰出金の増に伴います町村負担金の増額でございます。２款国庫支出金、２項国庫補助金でございます。５０万3,０００円を増額し、４１５万1,０００円とするものです。これは、介護報酬改定等に伴いますシステム改修補助金の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。２款総務費でございます。２２９万5,０００円を増額し、１億3,０５２万2,０００円とするものでございます。これは、主に事務局の派遣職員給与等負担金の増額によるものでございます。３款民生費でございます。２０８万7,０００円を増額し、４億6,２４９万5,０００円とするものでございます。主に特別会計への繰出金の増額によるものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第３号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の２ページをお開きください。歳入から御説明いたします。１款保険料でございます。2,２７７万8,０００円を増額し、６億3,５１１万5,０００円とするものでございます。これは、保険料収入見込みに伴います増額でございます。３款国庫支出金、２項国庫補助金でございます。2,２３１万4,０００円を増額し、１億9,９２６万4,０００円とするものでございます。主に調整交付金の交付見込みに伴います増額でございます。４款支払基金交付金でございます。８０７万1,０００円を増額し、８億3,０６６万8,０００円とするものでございます。給付費交付金、地域支援事業費の交付見込みに伴います増額でございます。５款県支出金、１項県負担金でございます。2,２３４万2,０００円を減額し、４億4,３３４万4,０００円とするものでございます。介護給付費負担金の交付見込みに伴います減額でございます。６款繰入金、１項一般会計繰入金でございます。４６６万4,０００円を増額し、４億3,８７７万3,０００円とするものでございます。介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、事務費繰入金について、予算額の増減を行っております。６款繰入金、２項基金繰入金でございます。6,９６９万1,０００円を減額するものでございます。実績見込みによります減額でございます。

続きまして、３ページ、歳出でございます。１款総務費、３項介護認定審査会費でございます。１５５万6,０００円を減額し、７３３万2,０００円とするものでございます。実績見込みに伴う審査会負担金の減額でございます。２款保険給付費でございます。令和７年度の実績見込みに伴いまして、項目間での予算調整を行った上で2,１００万円の増額としております。３款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費でございます。３３４万4,０００円を増額し、6,２９６万7,０００円とするものでございます。令和７年度実績見込みに伴います増額でございます。５款基金積立金でございます。5,６８５万3,０００円を減額し、４４８万3,０００円とするものでございます。

以上、特別会計でございます。

次に、議案第４号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算でございます。

主な内容を御説明いたします。予算書の４ページをお開きください。歳入から御説明いたします。１款分担金及び負担金でございます。本年度予算額５億９０９万9,０００円、前年度と比較して2,４３０万7,０００円の減でございます。一般会計負担金、特別会計繰出金の増に伴いまして、関係町村負担金を減額しております。２款国庫支出金、本年度予算額９７９万7,０００円、前年度と比較して１６万6,０００円の増でございます。３款県支出金、本年度予算額５７３万3,０００円、前年度と比較して２万3,０００円の増でございます。４款繰入金、本年度予算額１５

６万1,０００円、前年度と比較して１５６万円の増でございます。南部町の重層的支援体制整備事業実施に伴いまして、一般会計予算の増額でございます。６款諸収入、本年度予算額1,１８０万9,０００円、前年度と比較して４４万2,０００円の減でございます。

続きまして、歳出でございます。１款議会費、本年度予算額１２３万2,０００円、前年度と比較して５９万円の増でございます。２款総務費、本年度予算額8,５３９万5,０００円、前年度と比較して2,４９９万円の減でございます。これは、主に介護保険システムの標準化に伴いますシステム改修委託料の減額によるものでございます。３款民生費、本年度予算額４億4,９８９万9,０００円、前年度と比較して１２７万2,０００円の増でございます。主に重層的支援体制整備事業に係る委託料の増額によるものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして議案第５号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計から御説明をさせていただきます。

主な内容のほう御説明いたします。予算書の５ページから御説明をさせていただきます。１款保険料、本年度予算額６億1,２０２万3,０００円、前年度と比較しまして３１万4,０００円の減でございます。第９期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおります。３款国庫支出金、本年度予算額６億9,５４３万2,０００円、前年度と比較しまして９１６万2,０００円の減でございます。４款支払基金交付金、本年度予算額８億2,７１７万5,０００円、前年度と比較しまして４５７万8,０００円の増でございます。５款県支出金、本年度予算額４億6,２４５万7,０００円、前年度と比較しまして４００万2,０００円の増でございます。６款繰入金、本年度予算額５億1,７３６万円、前年度と比較しまして1,３５６万円の増でございます。第９期計画に基づく基金繰入金の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。２款保険給付費、本年度予算額３０億２１９万円、前年度と比較しまして1,５０６万4,０００円の増でございます。第９期介護保険事業計画に基づきました給付費を見込んでおります。３款地域支援事業費、本年度予算額8,４４０万8,０００円、前年度と比較しまして２７３万8,０００円の減でございます。南部町の重層的支援体制整備事業実施に伴います減額でございます。

以上、特別会計でございます。

これで説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山　　浩君）　提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、執行部より説明いただいた議案につきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別質疑については総務民生常任委員会で行っていただきますようお願いいたします。

議案第１号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　質疑がないので、質疑を終結します。

議案第２号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）、質疑はありませんか。

９番、真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　令和７年度の一般会計の補正予算についてです。この中で減額、この中で地域包括支援センター事業ということで減額の２３１万9,０００円になっているんですね。詳細は委員会でお聞きするんですけども、連合長等にお聞きしておきたいのは、地域包括支援センター事業というのはほとんどいわゆるサービス計画を立ててする費用の委託料とか人件費なんですね。今回２３１万9,０００円っていったら、介護予防サービス計画作成の委託料の約４分の１が減になっているわけですよね。このままで見たら、いわゆる介護予防の計画作成がこれだけ減ってる何か理由があるのかなと思うんですけども、それをどんなふうにお聞き、この数字をどう見るのかというところの説明を全協で聞けばよかったんですけど、見る限りではこれ計画が随分減ってるのではないかということなんですけども、それについての連合長の見解を求めます。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長でございます。いわゆる要支援の皆さんの状況を支える予算ですけれども、実際にはなかなか今まで委託してた事業所がサービスを十分に提供できないような状況にあるというふうに聞いております。その分が２町１村の直営部分に来ている。これまでもこの広域連合の議会の中で何度か議論しましたけれども、そういう実態が続いてるということで、直営部分による減額だということでございます。

○議長（景山　　浩君）　真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　直営部分による減額ということは、すみません、介護予防サービスの計画策定自体は変わっていないということなんですか。その辺がちょっと分からない。

○議長（景山　　浩君）　湯浅事務局長。

○事務局長（湯浅香緒利君）　事務局長でございます。サービス計画自体が変わっているというこ

とではなくて、包括支援センター直営での請負が増えているということでございます。

○議長（景山　　浩君）　真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　全体的には、ということは連合長、全体にはよく言われている事業所が減ってきているとか減で大変だという、そういうところが反映しているというふうにこの数字から見ても取れるのではないかということで解釈しとっていいっていうことになりますよね。なかなか事業所が大変だ、そういう認識は連合長のほうにはあるのでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。実態を聞きますとそういうことだという具合に認識しております。

○議長（景山　　浩君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで質疑を終結します。

議案第３号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、質疑はありませんか。

９番、真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　今回の特別会計の補正でやはり大きいのは、居宅介護が減って施設介護が増えてきた。施設介護のサービス給付費の増で4,８００万で、それをどうしてるかなといったら地域密着型も減ってきてるわけですよね。この傾向は地域共生社会をつくっていくということはどうしたって居宅サービスが充実しなければ維持できないのではないかと思うんですけど、この傾向が続いてるわけです、ずっと毎年。これに対して、広域連合の保険者としてもどういうふうに手を打とうとしてるのかという件ですよね。大きな問題ですけど、補正予算でもこういうふうに上がってくる。結果として施設に行ってるわけですよね。それを今の現状どういうふうに見て、どこに課題があるというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長でございます。皆様もふだんの暮らしの中でお気づきだと思いますけれども、今、高齢者の２人住まい、または独り住まいというのは非常に多くなってきてるのが御近所や近隣でも見られるんではないでしょうか。その中で、家族に迷惑をかけたくないという思いが早めに施設を予約する流れになってるんではないかと思っています。実態としての数字はありませんけど、実際の傾向として私の周りの中でもそういう傾向がありますので、最後まで自宅で介護を受けたいという願いはあっても、やはり子供たちや周りの人に迷惑をかけず

に選択される方が多くなってるという具合に見受けております。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　中身については委員会でするんですけども、やはり保険者等の考え方が非常に反映してくると思っておりますので、再度その辺をお聞きします。

おっしゃるように、迷惑かけたくないから早めに予約するので待機するのではないかということなんですけども、裏返してみたら、要は在宅介護する基盤が不十分だという観点に立つべきかなというふうに思うんですけれども、その点の認識はどうですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。おっしゃるとおり、では在宅で全てが賄えるかといえば、これも今私たちの少し上の世代の皆さんが社会で経験されてきた実態や、それから期待されているサービスの内容と少し乖離してるところがあるのかもしれません。これはお一人お一人の状況によって違いますけれども、団塊世代が一定の所得、収入がある皆さんについては、そういう在宅よりも施設を望まれる傾向があるのではないかという具合に推察はしています。詳細については実態として施設介護が選ばれてるという実態がこの頃続いてますので、先ほど申し上げましたように周りに迷惑をかけたくないだとか、そのことが実態として、どちらが鶏でどちらが卵か分かりませんけども、在宅のサービスから施設のサービスを選び、そのサービスが移行したことによって、在宅をする事業者のほうが収益がなかなか上がらなければ撤退していくといったことが現実に起こってるのではないかと思っています。

サービス量が足りる足りないという問題はここでは申し上げられませんけれども、現実の問題として事業として成り立たなければ、民間事業者は撤退するということは事実としてあるのではないかと思っています。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　とすれば、施設入所は一定の所得の人は施設で対応できるけれども、一定の所得以上の方と言われた連合長の背景には、一定所得に達してない方もいらっしゃるということが大前提ですよね。この方々はどうしてるのか。どう思いますか。要は、そういう人も含めて在宅でできるという事業量全体が足りないのではないか。そこに対する金銭面はあるんですけどもね、そういうところに手を打たないといけないんじゃないかということをこの補正予算は物語ってるんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。全くおっしゃるとおりで、国の施策としてもそうい

うところの問題点、在宅福祉のサービス事業者の非常に厳しい状況にあるといったことはこれまでも何度もこの議会でも申し上げてきましたし、ここにおられます副連合長等と町村会を通じて要望してるところでございます。

地方の人口減少や疲弊が介護保険で十分なサービスを受けられる体制を少しいびつな状態にしてるのではないかといったことは、東京一極集中と同時に私どもも訴えているところでございます。

○議長（景山　　浩君）　ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終結します。

議案第４号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算、質疑はありませんか。

９番、真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　令和８年度の一般会計についての質疑です。大前提として、私たちは毎回広域連合に出ておりまして、一般会計予算にも反対の討論をしているわけです。よう考えたら、そのときに委員会等でですけども、こういうふうに本会議の中でそこの質疑をしておかなければなかなか反対の意図が通じないのじゃないかという大前提がありましてお聞きします。

一つは、一般会計は広域連合全体を見ていく事務経費を書かれております。その中で一つは、広域連合経費の負担の在り方の問題です。当時始まったときのいわゆる均等分ですね、均等割が当初の予定より是正されて均等割が１０％、それで一般事務費については高齢者人口割、特別会計については均等割が１０％の、いわゆる事業費というか給付費割が９０％というふうに条例、規約で定められているわけなんですよ。

そこでお聞きするんですけども、先ほどのように介護保険自体の運営が大変になってきていく中で、私は様々な経費の見直しをしていかないといけないと思っております。それと同時に、広域連合をつくるに当たっての一番のデメリットという点でいえば、町村の規模の大小によって均等割の負担が違ってくるという問題があると思うんです。少なくても、共通経費もそうですけども、給付費支援事業等については、もうこれはそれで計算できるのですから、１００％給付費割にする等をやっていくことがなべて公平で本来の在り方ではないかという点で、是正すべきではないかという点についてどうかという点が１点です。

もう１点目は、やはり一般会計の予算を見ておりまして、経費についてどうなのかという点ですよね。これから町村の負担増もどんどん大きくなってくると思うんです。例えばこれは異論があるかもしれませんが、議会等についても町村議会とは別に広域連合議会開かないといけないわけですよね。今回も、これも意見の違いはあると思うんですけども、２年に１回の研修費等を通

してやっていくわけですよ。それで、これは議会が決めればいいことなんですけれどもね、そういうことを見てたときに、やはり経費の節減から見て、現在の在り方で是正すべきとこは是正していくとか、そういうことをやっていかなければなかなか大変になってくるんじゃないかという点についてどうかという点です。

それと3点目には、私はいつも広域連合のデメリットを言ってるんですけども、もしメリットがあるとすれば、3町村がそろったところでどういうふうな取組がよくて、どういうところに課題があるかというところがお互いに切磋琢磨できるという点では、非常に私は勉強になるところだというふうに思ってるわけです。そういう点から見て、連合長、今回の高齢化率に対する認定率を見た場合、構成している伯耆町と南部町は同規模なんですけれども、2％近く違ってるわけですよ。高齢化が伯耆町のほうが高いのに、南部町のほうが2％以上、いわゆる認定率が高いわけですよ。私はこれはどういう分析するかということも含めて、それが広域連合の中での一つの仕事になり得るのではないかと思うんですけど、こういう観点どうでしょうか。

それだけでありません。もう一つにいえば、南部町として耳の痛い話だけれども、滞納の問題もあります。三百何万の滞納のほとんどが南部町なんですよ。これは一体どこに原因があるのか。滞納がいけないのではなくて。そういうことも含めて、私は率直に論議し合える場所になっていくことこそが広域連合たるメリットの一つでは……。

○議長（景山　　浩君）　真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　ないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　広域連合の根幹として、広域連合の在り方をどう考えるのかといった御質問だというふうに思います。私は広域連合のよさというのは、この25年間振り返って、やはり職員の資質が上がることだろうと思ってます。一定の大きなパイの中で1人の担当者が机に向かって仕事をするよりは、県と同等の委任を受けた広域連合の中で切磋琢磨する職員がこれからの次の介護保険についてしっかりと学び、方向性をつくってくれる、これはよさだと思ってます。

一方で、今言われたように、研修の経費がかかるであったり、議員の皆様をこうやって別個のところで、特別会計であれば一般会計の各町村の議会の中でやれるわけですけども、そうではないようなお金がかかる。このことについては、議会も含めてしっかりと今後の在り方、介護保険の各市町村での在り方をどうあるべきなのかを考えるというのは、これはやぶさかではないと思いますし、常に議会と対峙していかなければいけない問題だろうと思って、一緒に考えていかな

くちゃいけない問題だろうと思っています。

その一方で、今、地方自治体は広域行政に向かっています。水道、下水道、さらにはこれまで特別会計だったものを広域で、国保についても県一本でというような流れは、これはなかなかこの流れには逆らえないのではないかと思ってます。その要諦としては、先ほど言ったように水道であっても、ここにおられる町の水道事業あるところとないところがありますけれども、極めて脆弱な中で水道を運営してますし、下水道についても同様だろうと思ってます。これを広域の中で米子市等が中心になりながら運営することのメリットというのは必ずあると思いますけども、やはり同時にデメリットもきっと出てくると思います。その辺りのところを議会と十分に相談しながら、今後１０年、２０年、３０年先々の自治体の在り方を含めながら考えていく重要なことだろうと思っています。

今議員がおっしゃったように、節約すべきときはしっかりと節約しながら、介護保険事業がさらに進捗するように努力するのが今のここにおる私たちの務めだろうと思っていますので、その辺りのところは情報を共有しながらしっかりと議論していきたいと思ってます。以上です。

○議長（景山　　浩君）　真壁議員、質疑は意見は入りませんので、簡潔にお願いをいたします。

9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　2点です。連合長、意見を言っておきます。広域連合の中でできる仕事だと思うのですけれども、認定率の違いについての分析等は、やっぱり広域連合等でやるべきではないか。それと同時に、滞納問題等についても、システムとか集金の違いとかあるのかも含めて、数字が出ている以上、何らかの形で分析し、その結果等についてどうすべきかという点について議会にも報告していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。数字は一番大切なものでございますので、数字に基づいたエビデンスのあるものが発見できるように努力したいと思っています。

○議長（景山　　浩君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで質疑を終結します。

議案第5号、令和8年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算、質疑はありませんか。

9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　これも詳細は委員会でやりますが、連合長に聞いておきたいこと、2点です。

例えば介護給付費負担金等は、国庫負担分は居宅給付２０％、施設１５％、こういうふうな、全てこういう数字で決められていますが、連合長もおっしゃってるように、今後介護保険続けていこうと思えばこの抜本的な引上げなくてはできないのではないかと思うのですが、その点についての考えはどうかということと、もう１点、この中では保険者機能強化推進交付金、介護保険努力支援交付金等があって、国が言ってるように様々な数値で努力したところに交付金が出ると、こういう制度があります。こういう制度ではなく、これを全て含めて国の負担分を増やすという方向にやるべきではないかという提案すべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　広域連合長です。介護保険を持続可能なものにするために、各審議会の中でいろいろ議論されてることを私も聞いていますけども、思ったようにいくこと、思ったようにいかないこと、多々あると思っています。その一番大きな問題点は、これから都市部が高齢化が進捗し、地方部は高齢者が減少する傾向にあると。その中で介護保険をどうやって守っていくのかということが地方と都市部との議論の中にあると考えています。

いずれにしましてもこれ重要な問題だと思っていますので、先ほども申し上げましたように今後の介護保険が持続可能なものになるよう、そして介護を社会全体で支える仕組みが地方の末端の人口が減ったところにおっても今後も安定的に供給されるように、これからもいろいろな場面で国に対して、また県に対して申し上げていきたいと思っています。

○議長（景山　　浩君）　９番、真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　すみません、再度もう１点です。今日資料に出ました特別養護老人ホーム入所待機者調査結果で、やはり待機者が前回１０１という数字が上がっています。これ以前に比べては低くなってきてるんですけども、全体的に見て特養ホーム等のやはり施設等が必要ではないかということで全国でも意見が出てるんですけども、連合長はどんなふうにお考えですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長でございます。特養の状況がどうなのかといったことも私も心配するところで、例えばお隣の日南町の状況等も聞いても、やはり同様に待機者がおられるというふうに聞いています。先ほどの御質問にお答えしたように、住民のニーズは、この２５年間の中で少しずつですけども確実に変化してる、それが施設介護のほうに向かってるということをしっかり分析しながら、各市町村でどういう対応していくのがいいのかといったことは、これはまた市町村の行政事務に関わる重要なことですので、常に検討していこうと考えています。

○議長（景山　　浩君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これで質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第１号から議案第５号につきまして、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり総務民生常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩をいたします。

午前１０時４８分休憩

午後　２時００分再開

○議長（景山　　浩君）　会議を再開します。

日程第１０　広域連合行政に対する一般質問

○議長（景山　　浩君）　日程第１０、広域連合行政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁を合わせた時間が１時間である総合時間制としていますので、厳守していただきますようお願いいたします。

９番、真壁容子議員の質問を許します。

９番、真壁容子君。

○議員（９番　真壁　容子君）　ただいまより一般質問いたします。答弁よろしくお願いいたします。

２０２５年、昨年の６月から７月にかけて、共同通信社が自治体４７都道府県知事、1,７４１市町村長を対象にアンケート調査を実施しています。回答率が９６.３％ということですから、うちの連合長もなさっているのではないかと思います。

介護保険サービスの提供体制の持続に危機感があるかという設問に対して、９７％の自治体の首長が危機感があると回答しています。その理由として、これは複数回答だそうですが、最も多かったのは介護現場で働く人が減り、制度の支え手が不足している、この理由が７２％、次いで

高齢化に伴う介護給付費の膨張が６０％でした。優先すべき財源対策として、８４％の首長が国の公費負担の引上げと回答しています。介護保険の保険者である市区町村とその市区町村を支える都道府県の各首長が介護保険の持続可能性に対して強い疑義を抱いているという実感は、極めて深刻なことではないでしょうか。

２０００年から始まった介護保険制度は、施行後２５年を経過し、3年ごとに立てる計画は今、第１０期の策定の時期に入っています。制度発足当初と比べると全体では利用者数は3倍以上に増えており、これは全国規模ですけれども。介護問題を社会的課題として対応すべきという認識を国民の中に広げ、より多くの高齢者に公的介護サービスを届ける環境を整えてきたという点では、介護保険は一定の役割を果たしてきたと言えると考えます。

しかし、一方では介護をめぐる厳しい状況が続いています。制度開始後、この２５年間で、政府が給付を削り、利用者負担を増やす制度改悪を重ねてきた結果、経済的な事情により必要なサービスを利用できないケースは後を絶たず、家族の介護を理由とした介護離職は今でも年間１０万人前後で推移してるという数字が出ています。介護事業者は、低い介護報酬の下での経営難と慢性的な人手不足により、２０２４年、一昨年ですが、この倒産、廃業は過去最多を記録したと報じられました。総じて現在の介護保険は、利用者にとっては給付削減、負担増の見直しが重ねられることで必要な介護を受けられない、また事業者にとっては人手不足と経営難でサービスを提供できないという、公的サービスを提供している制度としては深刻な機能不全を起こしてると言えるのではないでしょうか。

介護保険でお金を払っているのに、必要なときに必要なサービスを利用できない状態に対して、国民的保険詐欺ではないか、こういう批判も広がってきているのが今の全国の状況ではないでしょうか。

このような全国的な状況の中で、当連合の保険制度もどうであるのか問われてきているのではないでしょうか。私は、2つの角度から問題点を問いたいと考えています。抜本的解決のために、結果として政府への財政支援の要請を強く求める質問です。

まず、第1点目、国保連の苦情相談から何を学ぶかという点です。

去る8月２５日、介護サービス等に係る苦情相談が、介護保険利用者の家族から鳥取県国民健康保険団体連合会、国保連ですが、国保連介護サービス苦情処理委員会に出されています。内容は、地域包括センターの介護支援専門員、ケアマネへの対応についてと把握してるところです。それを受け、１０月２１日には同委員会が該当する地域包括センターを訪問し、１１月１０日付で同委員会が地域包括センターに対して助言を通知してきています。

介護支援専門員は、介護保険法で定義された要介護者、要支援者の自立支援を目的とした専門職で、保険者やサービス事業者、医療機関との連絡調整を担う、まさしく介護保険の要と言われている職です。

質問の第１点ですが、まず今回の苦情相談の対応状況と改善策を問いますが、具体的に地域包括のどこに問題があったと把握してるのでしょうか。

第２点目、助言の中で指摘されていた内容について問うのですが、地域包括から利用者への情報提供、ケアマネの紹介について、管内の各包括支援センターはどのように対応していると把握されているでしょうか。

３点目、利用者の初回の面談の際の各地域包括はどのような関わり方してるのでしょうか。

この今回の苦情相談の背景には、私は人材不足、ケアマネ不足の現状があると考えているところですが、広域連合は今、広域連合内等で行われておりますケアマネの担当件数の把握はしているのでしょうか。

この問題の最後、ケアマネジャー不足、いわゆる人材不足をどう打開しようと考えているのか問います。

第２点目は、訪問・通所介護の実態から介護保険の問題を問いたいと考えています。

全国的に事業所の閉鎖が続いている中で、管内での影響はどうなのでしょうか。地域共生社会が言われて久しいが、それを支える最低条件は居宅介護の事実ではないでしょうか。その点から問いたいのですが、現状をお願いしたいと思います。

訪問・通所介護事業所の件数、利用者数をお願いいたします。

２、管内遠距離への訪問介護の実態をどのように把握しているでしょうか。

３点目の問題は、介護保険の見直し案と第１０期計画を問います。

第１点目は、利用料の引上げ、ケアプランの有料化、要介護１及び２の生活援助サービス等への総合事業への移行等でこういうことが今取り沙汰されているところですが、被保険者、利用者の負担増をどのように見てるかお伺いします。

第２点目、今も論議されてまだ結論が出ていないのですが、国の見直し案が次期の１０期計画に及ぼす影響をどのように考えているか問います。

３点目、国に対し、介護保険の改悪をやめることと給付の拡充、大幅な処遇改善のための制度改善と国庫負担増を要求することを求めますが、いかがでしょうか。

以上の点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、苦情相談の対応状況と改善策について問うについてでございます。

地域包括支援センターへ寄せられた介護保険サービス利用に伴う苦情相談の対応につきましては、情報の共有を行い、組織全体として対応を行ってまいりました。今回、地域包括支援センターの対応で初動期の情報共有と組織での意見の統一が行われなかったことにより、相談者へ寄り添った対応、説明ができていなかったと認識しておるところでございます。

改善策といたしまして、介護サービスなどへの相談、苦情を受けた際の初動対応につきまして改めて検討を行い、組織全体での情報の共有、方針決定を行っていくことを確認し、改善に努めてまいります。

地域包括から利用者への情報提供、ケアマネの紹介について、利用者、ケアマネジャーの初回面談の際の各地域包括の関わり方、ケアマネの担当件数の把握につきましては、後ほど事務局より説明をいたします。

次に、ケアマネ不足の現状をどう打開するのかについて回答いたします。

令和７年１２月２５日付の厚生労働省社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見において、ケアマネジャーの資格取得要件、更新制、法定研修の見直しについて示されています。具体的には、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を５年から３年へ見直すこと、また介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を求め、研修への事業者への必要な配慮を求めるなどでございます。

今後とも、ケアマネジャーの新規入職や離職の防止に向けて、資格取得要件の緩和や法定研修の見直しと更新制の廃止に向けた検討の動向を注視していきたいと考えております。

続きまして、訪問・通所介護事業所の件数と利用者数でございます。

広域連合管内の訪問介護事業所数は、日吉津村ゼロ、南部町１、伯耆町２の合計３事業所、通所介護事業所数は、地域密着型を含んで日吉津村１、南部町３、伯耆町４の合計８事業所でございます。令和７年１２月の訪問介護利用者数は、地域密着型、総合事業の利用者を含んで日吉津村４、南部町５６、伯耆町６０の合計１２０人、通所介護利用者数は、同じく地域密着型、総合事業の利用者を含んで日吉津村４２、南部町１８１、伯耆町１３２の合計３５５人でございます。

次に、遠距離への訪問介護の実態をどう把握してるのかという御質問でございます。

令和７年３月から１２月の訪問介護利用者の延べ人数は、南部町の上長田・東長田地区が４０人、伯耆町の二部地区が１４３人、溝口地区が１８６人、日光地区が３２人でございます。

管内事業所の訪問介護サービスの提供について、地域における格差は把握をしておりません。

最後に、介護保険の見直し案と第１０期計画を問うという御質問でございます。

利用料の引上げ、ケアプランの有料化、要介護１及び２の生活援助サービス等の総合事業への移行等で、被保険者、利用者の負担増につきましては、令和６年１２月から厚生労働省社会保障審議会介護保険部会で第１０期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に審議が開始されており、審議内容は令和７年１２月２５日付の介護保険制度の見直しに関する意見として取りまとめられています。

利用料の引上げにおいては、能力に応じた負担に基づき検討を行う中で、一定以上所得の判断基準の見直しについて、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和８年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、第１０期計画期間の開始の前までに結論を得る、現役並み所得の判断基準については引き続き検討を行うとされております。

ケアプランの有料化については、住宅型有料老人ホームの入居者に関して、特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、利用者負担を求めることが検討されています。

要介護１、２の方の生活援助サービスの総合事業への移行について、要介護１、２の方には認知症の方も多数見られる中で、専門職との関わりの必要性などに留意し、包括的に検討を行っていくこととされています。

いずれにおきましても、世代間、世代内双方での公平性、現役世代の負担軽減の観点から、負担能力に応じた、より公平な負担を図る視点に立ち、制度の持続可能性を高めていくことが議論されているものと考えます。広域連合といたしましても、介護保険制度を維持していくためには、見直しや費用に対する一定の負担については必要であると考えております。

介護保険制度の見直し案は第１０期計画においても介護保険料・利用料の負担に直接影響を及ぼすものと考えておりますので、今後の審議経過を注視していく必要があると考えます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えていくとして創設され、社会にとってなくてはならない制度となっています。介護保険制度を持続可能なものとするための介護職員の処遇改善、公費負担の在り方については、全国町村会において要望活動を行ってるところでございますので、今後もそちらで要望を続けていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（景山　　浩君）　湯浅事務局長。

○事務局長（湯浅香緒利君）　事務局長でございます。地域包括から利用者への情報提供、ケアマ

ネの紹介について、各地域包括がどのようにしているかについてでございますが、各包括支援センターで個々の状況に応じまして異なる状況がございますので、一例のほうを申し上げます。

認定結果が要支援の場合、南部包括におきましては、利用者の希望の聞き取りを行い、主に直営で担当ケアマネジャーの配置を行っているところでございます。伯耆包括におきましては、包括から利用者へ連絡し、希望の確認を行っております。また、ケアマネジャーは直営または委託の方法があることについて説明を行い、居宅介護支援事業所の希望の確認を行っております。希望がありましたら包括から居宅介護支援事業所に依頼を行い、希望がなければ包括支援センターに選定を任せてもらい、相談の上、居宅介護支援事業所へ依頼を行っております。日吉津包括では、直営または委託につきまして説明を行い、委託をする場合は利用者の希望を確認した上で居宅介護支援事業所に委託を依頼しています。

認定結果が要介護の場合、南部包括では、利用者に希望される介護支援事業所を確認し、決定を行っています。伯耆包括では、要支援同様、希望を確認し、希望する居宅介護支援事業所があれば連絡を行い、希望がなければ選定を包括に任せてもらってよいか確認し、包括内で相談し、決定を行っています。日吉津包括におきましては、利用者の希望を確認し、必要に応じて居宅介護支援事業所の紹介や連絡を行っているところでございます。

次に、利用者、ケアマネジャーの初回面談の際の各地域包括の関わり方についてでございますが、各地域包括で利用者や介護の家族の同意を得て、ケアマネジャーへ基本情報提供を行っております。南部包括では、要支援で委託をする場合、初回面談に同行し、サービス調整などのサポートを行っております。要介護の場合は、南部町の保健師が対応を行っております。伯耆包括では、要支援の場合、ケアマネジャーと包括担当者で訪問し、担当ケアマネジャーを紹介し、聞き取りを行い、サービスを調整しております。要介護の場合は、包括からの情報提供を基に、担当ケアマネジャーが直接連絡を取り、利用者宅を訪問し、サービスを調整しております。包括は、特に配慮が必要な方以外の同行は行っておりません。日吉津包括では、初回面談に同行し、利用者の状況把握やサービス調整などのサポートを行っております。

ケアマネジャー担当件数の把握につきまして、説明資料１といたしまして本日お手元に配付をしております。以上でございます。

○議長（景山　　浩君）　９番、真壁容子議員の再質問を許します。

休憩します。

午後２時２０分休憩

午後２時２３分再開

○議長（景山　　浩君）　会議を再開します。

９番、真壁容子議員の再質問を許します。

○議員（９番　真壁　容子君）　まず、１点目の国保連の苦情相談からの件ですけども、苦情相談の対応状況と改善策について、どこに課題があったのかという点でいえば、情報の共有がなかなかできなかったという問題、これも国保連には指摘されてると思うんですが、全体から見たときに私が思いましたのは、苦情相談というのはどうしたら出てくるのだろうかと思ったときに、利用者が納得いってないことが往々にして多いわけですよね。それは、情報の共有ができてないということが一つと、もう一つは、これ何度も対応結果の通知が出て、包括センターが助言を基にした回答を出してるところにヒントの言葉があったんですよ。利用者に寄り添うという言葉があったんですよ。利用者に寄り添う。ケアマネジャー等、相談受ける側は、困って相談に来る方に寄り添った対応をするということに欠けていたのではないかと。

私は、実はこの苦情相談を受けた以降にも、あと２件上がってきてるんですよ。対応で話がなかなか聞いてもらえないっていう問題とかね。そのときに、これは対応がいけないのではなくて、どうしてそういう状況になるかということなんですけども、今言ってた、ほんならケアマネの不足をどう打開するかというのは、例えば認定、仕事してた期間５年から３年に縮めるとかね、所得要件の緩和ですよね、これでは解決しないのではないかと思って仕方がないんですけど、どうでしょうか。

まず一番最初に言っときたいことは、今回の問題はケアマネ不足の現状から来ていると私は理解してるんですけれども、そこに出てくるのは情報共有の問題、寄り添う心、言ってみればそれから公平性を保つ、ちょっとこういう言い方はあれですけども、公職としてあるべき公平性、誠実さ、これも求められてくるのではないかというように思ってるんですね。そういう点から、ケアマネのこういう資質に対しての地域包括センターの指導性というのはあるわけですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　広域連合長でございます。資質も含めて、いわゆる共通のプラットフォームとして、このような地域包括支援センターのケアマネジャーを中心にした組織全体、いわゆる広域連合の中で研修をしたり統一の議論をするといったところがやはり少なかったことは否めない事実だろうと思っています。

そういう中で、もう一度原点に立ち返ってケアマネジャーの在り方、それから全体を通した包括支援センターの在り方等については、しっかりとした議論を踏まえて今後の対応を図っていき

たいと、このように考えておるところです。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　具体的に聞いているところがあります。例えば、一番のケアマネさんの仕事というのは介護保険の要であって、サービスを提供するにあってはなくてはならない存在になるわけですよね。その方を紹介するときのまず包括支援センターの取組ですけれども、今回起こった問題は、ケアマネさんがいなくて、この人しかおらへんのですよという感じでしたんですけど、これはね、介護保険の法に基づく運営基準から見たら、利用者はケアマネジャーがどのような方々いらっしゃって、希望をも述べることができるということあるわけですよね。とすれば、地域包括センターは利用者に対して、現在地域包括が行ってるケアマネさんの把握ですね、これだけがありますというところを、これを情報提供しないといけなかったのではないかということなんですけども、今回そのことが指摘されてるわけですよ。口頭でこの人しかおらへんよという感じで言ったことについては、これはまずいのではないかということで改善されてると思うんですよ。それで、該当する包括センターは、今後一覧表等を渡して利用者に求めていくと言ったんですけども、あとの管内の3地域は、初回に出たケアマネジャーの紹介をどのようになさってるわけですか。

○議長（景山　　浩君）　湯浅事務局長。

○事務局長（湯浅香緒利君）　事務局長でございます。それぞれ口頭で紹介をさせていただいているところと、一覧表を用いて紹介をしている包括支援センターとございます。また、現在口頭で紹介している包括支援センターにおきましても、一覧表を用いた、目で見える形での一覧表提供について、現在変更をすることで協議を行っているところでございます。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　それ確認したかったことの一つです。今回の苦情相談で何を学ぶか。窓口の一番ですよね、地域包括センターがすることは、ケアマネさんをつないで、ケアマネが調整してくれなくてはこのサービス受けられないんですよ。そのときにまず大事なことは、何回も連合長も事務局も何を言ったかというと、まず出たのは利用者の希望って言いましたよね。利用者の希望を聞いていきながらというときに、その希望を聞きながら調整できるというところで、まず一番はケアマネジャーの選択というか、それを目に見える形で見てもらって、その中で、ここにこう書いてありますけれども実際はこれぐらい持っててなかなか大変なんですよということあると思うんですね。あると思うんですが、そういうことやるということに改善していくという点は、これはね、苦情相談を受けて各包括でしっかりとその体制取ってほしいということを確

認、するということを確認しておきたいと思います。

次に、初回面談の際の地域包括の関わりは先ほど口頭でしていただきましたが、私はここでも学ぶべき点は、利用者、ケアマネ、それと町含めてきちっと話ができる場所を取っておくということが、これも指導の一環としてしてほしいということです。

それで、次のケアマネの担当件数の把握、これはね、ちょっと驚いたんですけれども、答弁の中に出てくるのは、今回該当あられたケアマネさんは、利用者の方はどうも納得いかないのでどのような件数を持っているのとかと言ったら、1事業所で1名なんですね。そこでね、見てもらったら分かります、６２名を見てるというんですよ。それも、この方は3町村の管轄内に居住していないんですよ。遠くから来られて、ここで書いてあるみたいに南部町で３９名、米子市で9名、境港市3名、島根県１１名ってありますよね。これがね、先ほど介護支援専門員の担当件数出してくれた、説明資料、今回出してくれた資料1、これのどこに該当するかすぐ見たら分かるんですよね。あえて言いませんけれども、たった1人で３０件こういうところを持っている。これが南部町から見たら町外の遠いところから来るわけですよ。具体的にそういうことが日常茶飯事に行われてるということでは、幾ら支援専門員がいないといっても、ここに偏る必要性あるのかという点での説明が要ると思うんですが、何が原因でこういうふうになったとお考えですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　広域連合長です。何が原因かということは、これは私ども、ここでまだ分かりません。原因がつかめない。ただ、ケアマネジャーは介護保険当初から、その方の関係者も含めた取り巻く全身をマネジメントするんだというのがミッションなわけで、今議員がおっしゃったようなとても１００に近いような人々のお一人お一人の取り巻く関係性や人間としての全体的な人格を中心にした全ての物事をケアするというのは、これは誰が考えても、私も見て驚きましたけれども、それは不可能だろうなと思っています。

なぜそこに集中したのか分かりませんけれども、このようなことがないようにしなければならないということは思っています。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　私はここでね、特定の介護支援専門員がいけんって言うてるつもり毛頭ないんですよ。なぜこのような事態になったかという点でいえばね、連合長もきっとこれ説明がちょっとつきにくいものだから余計苦情相談になったと思うんですけれども、問題はね、こういうふうに言っている方がね、それも担当が原因じゃないんです。最後には落ち着くところはケアマネ不足なんですけれどもね、いないんですよと言いながら、南部町内では３０名をたっ

た１人に出してるわけですよ。この現状をよしとしてる理由は何だったのかというとこですよね。なぜだったのか。ここで様々なことが起こってくるわけですよ。

これはつかみ切れなかった、情報共有できなかった問題以前に、やはり本来介護支援専門員とはどうあるべきなのかというところでの地域包括センターのケアマネに対する責任の問題、強いて言えば、なぜここで質問するかというと、地域包括支援センター、各町村にあるとはいえ、広域連合内の一つなんですよね。でいえば、これは責任がここにあると思うんですわ。だから、そういう意味でいえば、今回の連合長が自分は驚いてるということで、この即刻の改善をしないといけない。どういうふうに改善しようと思っていらっしゃいますか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　広域連合長でございます。今おっしゃられたように、包括支援センターは広域連合の組織の一部ですので、広域連合挙げて改めて必要な事項を、研修も含めてやり直さなければならないと思っています。一定の、どういうんですか、片方では町職員として採用された兼務という形が悪いほうに作用した可能性もありますので、広域連合の組織としての、先ほども壇上でも言いましたように、各村、町が微妙にやり方も違ってるわけですね。そのよいところもあるんでしょうけれども、やはりそのような地域の皆さんにおけるサービスが一定になるように、そして十分に満足いただけるようなサービスをするためにはどこをどうしたらいいのかということをしっかりと今回の事件を通じて研修を含めた皆さんとの会話、議論、そして研修をしていかなければならないと思っているところでございます。

○議長（景山　　浩君）　９番、真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　今回の件については、去る２月でした、８月の広域連合の議会のところでね、やはり急遽連合長等に質問して調査をしてもらうということだったんですけども、結果として国保連合会に苦情申請が行って分かってきたことは、このようにいわゆる介護支援専門員の在り方と地域包括支援センターの指導の問題ですね、そのことが見えてきたのではないかというふうに思うわけですよね。これについては担当者の問題もあるかもしれませんが、全体的な問題として解決していくための工夫をしていただきたいということを厳しく言っておくと同時に、もう一つ教えていただきたいのは、これが８月に起こって１０月に苦情申請が出てでしたね。苦情申請は８月の２５日に出されているんですよ。それがいろいろあって１１月の１０日に苦情相談の結果が委員会から来てるわけですね。その間ね、何回か当事者の方ですね、利用者の苦情申請された方とのやり取りの中でいろんなことを求めたときに、どれもこれも回答できません、個人情報があるのでできません。例えば今回出されていた、ここで連合長持っていらっしゃると

思いますけど、回答書が出たら、このケアマネさんの担当件数を教えてくれ言ったら、そんなこと言われませんってぽおんとはねてるわけですね。そのときに感じましたのは、ほんで今回結果として、国保連合会から指摘されて新たにこういう件数を出したらどうかというの出てきてるわけですよね。それを見るにつけ思うのは、連合長、例えば広域連合内での情報開示の基準というのはどうなっているんですか。例えばいろんな資料求められたときに、これは個人情報に当たるので公的には出せない文書であるとか、その判断というのは誰がしているんですか。今回の当初の地域包括含めた情報開示の在り方は、ここでは決定的に国保審査会から批判されてるわけですよ。それは当初の、あるいは各担当課に任せてるわけですか、それとも所管である情報開示に責任を担うとこと相談してると、こういう工程があるわけですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。今回の案件の中では、今度は広域連合ではなくて各町の、今回でいえば南部町の一組織として対応してしまったところに問題があると思っています。これを広域連合としてきちんと組織として受けて、２町１村の中でこういう問題があるんだけどもこれはどうしたものかという議論がなかったといったことが一番の大きな課題だろうと思ってます。

○議長（景山　　浩君）　９番、真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　そういう意味でいえば、連合長認められたんですけど、私本当にね、何かコンプライアンスというか、どう言うんだろう、ちょっと待てよと、役所がする仕事でこの情報出していいか悪いかの判断一体誰がやってるんだろう、これは個人情報だ個人情報でないというのはどういう基準でやってるんだろうって、率直な疑問でした。

それが最初おっしゃったように、この事案は広域連合の課題だということなら広域連合内で協議をして、求められたものについてこれは個人情報に当たるから出せないというのか、どこまで出せるかという判断ってしないといけませんよね。それが、申し訳ないけども、全く機能していないのではないかと。こういう言い方に語弊があるかもしれませんが、そこの反省点もしっかりと持っとっていただきたいと思うんですよね。これはイの一番ですよ、情報開示は。だからこそ情報開示条例があるんですからね。言ってみたら、申し訳ないけど、条例違反したのが公務員だったということになるわけですよ。これは回避しなければいけないという、厳しく忠告しておく内容だと思いますので、言っておきたいと思います。

ところで、次の介護支援専門員の担当件数を出していただきました。ここで見たら、これ資料出してもらってありがとうございました。見たら、要支援、要介護で違っていて、直営のところ

等もあるんですけども、担当件数見ていて思いましたのは、大きな事業所でやっているところは件数分けるけども、たった１人の事業所のところもあると。ここでの３０件超えるって異常な状況ですよね。これももう事前に、言ってみたら広域連合も把握できてた問題やと思ってるんですわ。ここでこれを出るに当たって、今後どのように改善しようと思っていますか。それとも、おっしゃるようにこういう状態になったのはケアマネがいないから仕方がないんだという状況をどうするかということですけども、それは一つの地域包括に限ったことじゃなくてどこでもあることじゃないかと思うんですね。それはたまたま一つの包括で起こった事案だったわけですか、よそでもこういうこと抱えてるということなんですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長でございます。今もここで事務局のほうとお話を聞いてるんですけれども、どうしてそういう具合に集まるのか、よほど有能で、そのようなサービスに対する熱意があるから集まってるのか、または無理にでも幾らでも受けて、仕事ができないぐらいオーバーフローしてる状態なのか、広域連合の中でまだ分からない状態があります。こういうところがやはりサービス事業者と、それからサービスを受けようとする住民の皆さんとの間で問題が生じたんだなということを改めて感じています。

　しっかりと、なぜ集中してしまうのかも含めて、介護事業者が非常に厳しい状態におられて選択の余地が極めて厳しくなってるということは、これは議員も承知されていますけれども、その中でこれだけのところが１か所に集まるということは、どう考えても少しおかしい、異常な状態だなという具合に思ってますので、このようなサービス事業者に集中しない方策も考えていく必要があると思いますし、毎回この数字というものが共有されてたかどうかも含めて、もう一度各包括支援センターと話し合う機会をつくりたいと思っています。

○議長（景山　　浩君）　９番、真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　しつこいようですけども、特定の事業者を責めてるわけではないんです。あくまでも地域包括としてどうだったかという点ですので。問題起こって、８月以降、半年以上過ぎるわけですね、その中で改善されてる様子はないわけですよ。よほど有能だから集まってるのかというのは、これは該当しない。申し訳ないですけども。なぜかというと、あらゆる事例が出てきているわけですよ、言葉一つについても。問題点があるにもかかわらず、この状況が改善できない理由というのはどこにあるのかというところですね。ここに連合長も副連合長もおられるし、広域連合がありますので、広域連合自体の問題としてつかんでいただきまして、利用者はそれぞれ保険料を払って自分の権利を行使して介護保険を利用しようとしているわけで

すよ。そこでの門前払いではないですけど、ひとしく不公平な是正とか自分の希望にそぐわないこと、途中でやめられる問題、投げられる問題って、これは全く人権を無視した態度ですので、許されない行為ではないかというふうに思っておりますので、そこの点をつかんでいただきまして、即刻な是正を求めておきたいと思います。

この問題が起こったときに私が印象に残ってる、連合長が一番先に言われたのが、ケアマネジャーの不足なんだとおっしゃったんですよね。本当にそういうことでは身にこたえてるんだろうなと思うわけですよ。そのときに、先ほどの改善策ではなく一番の改善は、やはりケアマネジャーを含む介護労働者の抜本的な処遇改善だと思いませんか。それしかないと思うんですよ。誇りを持ってですね。先日も、町の中でやられてるケアマネジャーの方が、もう辞めたいって言ってました。やりがいがないんだと。好きで就いた仕事だけれどもね、本当にそういう意味でいえば、どういうふうなところ置かれてるかというと、やった割には報酬も低く、まだ正規採用だったらいいけども、任期つきの採用だったりするわけですよね。実際介護職と一般労働で、私たちの手元の資料では２０２４年段階で8万円の差があるって、こういうわけですよ。この抜本的な是正と、私は3つの町村が集まって広域連合だからいいんだというのであれば、ここを支援できるような方法を考えるべきじゃないかと思うんですが。第一義的には人件費ですから相当な金額かかりますから、国に負担を求め処遇改善は当然ですよ。ただ、連合組んでて、今人材不足がこんなになってて、少なくてもケアマネが少ないというのであれば、ケアマネに対する対応策を考えるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　陶山連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。おっしゃるように、ケアマネが非常に不足しているということは十分認識していますので、多様な方策を考えつつ、またここにおられる副連合長とも相談しながら今後の在り方を検討していきたいと思っています。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　私の聞き及んでるところによりますと、ケアマネの資格を持ちながら、やりたくないといってしない人も結構いらっしゃるというふうに聞いています。その方々を掘り起こして、実際にこれだけの数があるということは公的な介護を受けたいと思ってる方がいるわけですから、それに対応できるような措置を取っていただきたいというふうに心から要望しておくし、求めておきます。

次、第2点目の問題ですけれども、先ほど数字を出していただきました。いわゆる訪問介護の問題です。特に訪問介護は、昨年でしたっけ、介護報酬の改定があって、引下げがあって、訪問

介護事業者がどんどん減ってきたということが全国的に指摘されてるわけですよね。広域連合内ではどうかというと、そんなに大きな町と村が集まったわけではないから、1か所、2か所、多くても4か所だという数字が今出たとこなんですけども、例えば訪問介護だけじゃないですけども、介護事業所とか通所事業所がない自治体が多いよっていうことが今全国で言われてるんですけども、南部町は西伯と会見合併したんですけども、旧会見にとっていえば、昨年度から事業所がなくなったわけですよね。これは、一つには需要と供給の関係があるというんですけども、一番の原因は人材不足だった、そういうことですよね、連合長。要は事業所が大きな施設を維持していくって介護保険の申請を受けるためには人がいないとできない。そこで事業所をほかに持っとったらできないので、人数集めざるを得なかった。そういう、どこに問題がある、結局は人材不足のところに問題があるわけですよね。それどうですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。おっしゃるとおり、人材不足は深刻な問題でありますし、特に介護、医療を取り巻く環境は非常に厳しいというふうに認識しています。この打開を先ほどから言っておられますようなお一人お一人の処遇改善によってつくり上げていく、これは今議会でも何度も申し上げてますけども、国に対して処遇改善がなければ介護、医療の人材不足はまだまだひどくなるということは言い続けておるところです。しかし、なかなか処遇改善が追いつかないこともありますし、処遇改善をした部分が介護保険に跳ね返ってくるといったことも当然考えられていく。かといって、国のほうがじゃあ持続可能な中でそれを補塡をしっかりしてくれるかといえば、そういうわけにもいかない。こういったところが今度の第１０期に対しての一番重要な点になると思いますので、しっかりと議論を深めながら対応を考えていきたいと思っています。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　人材不足と待遇改善は、一保険者だけでは済むことじゃないということも十分承知ですが、もう切羽詰まっているというのが実際数字として表れてるわけですよね。私たちも介護保険の事業とかするときに、今までは一番には介護保険料、利用料の引下げだと言いよったんですよ、問題点の。ところがね、やっぱりこの状況をずっと見る中で思ったのは、とにかく人材不足。もう受け手がない。この状況がどんどん進んできたら、保険料集めても提供できなくなる。例えば、先ほども委員会で確認したんですけども、今後在宅介護しようと思ったら２４時間巡回介護が必要になってくるけれども、町内ではそれを提供する事業者ではない、こういう状況があるわけですよ。とすれば、よそから来ようと思ったら交通費かかるわけですよね。

それが米子の人であったら、米子に需要が多かったら、もう郡部は切られてしまいますよ。

そこでお聞きするんですけども、先ほど数字を教えてもらいました。通所介護、訪問介護はどれぐらいの件数でどうですかという点で、事業所の数が分かりました。訪問介護と通所介護を比べた場合、訪問介護は3町村全体で１２０、通所が３５５ですけれども、第9期もそうですけども、介護保険の大きな目的は地域共生社会ですよ。安心して自分の住み慣れたところで住み続けて、人生を全うできるようなことをやっていこうと言いながら、この基になってくる訪問介護の体制が、やはりどう考えても高齢者と見る中で、通所介護に比べて3分の1ですよ。これは私は少なくても希望に合ったものを提供している数字ではないと思うんですけど、連合長、どうですか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。そうだと思います。私もこの実態というものを全て把握してるわけではありませんけれども、仄聞するところによれば、同じケアをするのであっても、例えば訪問をして、あるお宅の玄関から入って在宅の方をケアするのと、ある一定の場所に皆さんをお迎えするのとでは、これは精神的な負担が全く違うんだと。それも今、私の知ってる事業所も、６０代、７０代の方が中心でやっておられるわけですね。とても若い方が訪問の介護というものを選択されないということも聞いております。じゃあそれで将来どうするんだといったところを、この問題はお金だけの問題ではないですし、では2人で行くだけの、何というんですか、仕事量というんですか、そういうことが本当に可能なのかどうかも含めながら、今後の訪問介護の在り方というものを抜本的に考えなければ、次の時代の訪問介護を支えていける人材はますます厳しくなるんではないかと思っているところです。

この辺りのところについても、国が一体どういう方向を見て、どうしようとしているのか、最終的に地方の小さな自治体は自治体として責任持つような形になるのかどうか、そういったことも含めて、いろんな面で議論をし、そして要望していかなくてはならないと思っております。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　私は、潜在的には人材不足の問題は仕事に対する差別の問題と女性に対する差別の問題と、それと家族の在り方の問題の中で介護をどう位置づけるかという根本的なところが問われてきてると、ここなしには介護の仕事に当たったりとか、国が、大きな段階でですよ、言ってる割にはこういうケア労働者の人件費低く見るというところの改善ができないのではないかというふうに思っているわけなんですよ。

例えば、連合長も長いこと役もらったら御存じやと思うんですけども、昔々の保育士というの

は資格なくてもできたわけですよね。子供預けてるところだから。もう一つ言えば学童保育考えてもらったら分かると思うんですが、学童保育ないときに学童保育つくってくれと言ったら、子供は学校終わったら家で見るの当然やないかと、遊んでていいじゃないかという在り方でしたよね。やったときには指導員の資格も何もなかってよかった。ところが、今は放課後の児童を子供の一つの居場所の人権として語るようになったと。それから見たときに、今までの介護というのは家の中でお嫁さんがやっとったから、女の人がやって当たり前だという分と、そこに金を使っていく問題とかお金をかける問題があると思うんですね。根本的なところを変えていくという点でいえば、これは私は人権問題にも係ってくることではないかなと思うんですよ。

そういう意味でいえば、人口が減ってきて介護保険をどうしようかというときには、そういう柱を大きく立てなければ介護労働に携わる人もなかなかできてこなくなるし、市町村自らがそれが大事だと思って動くことにならないのではないかというふうに思うんですね。その点、連合長、どうでしょうか。やはりそういう大きな取組が教育の現場でも要るのではないかというふうに思ってるんですけど、どうでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。大きな目で見れば、確かにケアマネジャーが置かれている、女性が特に多いことも含めて、改善、私たちが基本として人権問題を発端にしながら考えを変えていかなくてはいけない問題はたくさんあると思います。しかし、現在、これ男性も含めて、じゃあ訪問介護職員として私たちが、初めてのときは必ずあるわけで、初めてのお宅に出向いて訪問介護ができるのかというと、本当にそれ大変な仕事だと思うんですよね。これをこれからの世代が本当に引き受けてくれるものなのかどうか、私は逆にどんどん個の家の中に入るということが非常に仕事として皆さんに嫌がられる、嫌われる時代に来てるんではないかと、そんな感じさえ受けています。

解決の糸口というものをなかなか私も分からないんですけれども、どうすればこういう仕事が、介護という仕事が受け入れてもらえるのか。もちろん、真壁議員がおっしゃって私も同意したように報酬の問題も確かにあると思いますけれども、仕事として訪問介護を選んでいただくためにどうしたらいいのか、事業者の方とも話すたびに、人がいない、それは選んでくれる人がいない。施設なら何とかするけれども、訪問は嫌だという声を聞くたびに、これどうしたらいいものかというのは正直なところでございます。

悩んでてもいけませんので、ぜひその辺りの解を探すためにも、いろんなところでこの議論をしていくべきだろうと思っています。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　時間がないので、要は訪問介護と通所介護はなかなか増やすだけでは解決しないというのもよく分かります。ということでいえば、人材確保していきながら処遇改善することと同時に、利用者に寄り添った対策という点でいえば、なかなか訪問、通所介護が難しい中で住み続けるのも難しければ、施設入所することができるような仕組みをつくっていく。それも、今は特養等に入れるのは女性では公務員か学校の教師か銀行で働いた者でないと、年金もらってなかったら入れないんだと、こういうふうに言ってる声があるわけですよね。もう少し入れるようなところをつくっていくとか、そういうふうなことも考えていく必要があるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。各自治体の中でそのニーズ等を十分に懸案しながら、医療の問題とワンセットになりますので、どういう方策が一番いいのか、これは考えていかなくちゃいけない事案だと思っています。

○議長（景山　　浩君）　9番、真壁議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　最後に、国に要請していく問題です。連合長、副連合長もいらっしゃいますが、私は今の情勢見とって、今、地方自治体の首長というのは非常に重大な役割を果たす場所におるんじゃないかと思っています。それは、戦後、憲法の中で位置づけられた、それまでなかった地方自治というところですよね。そこで地方自治は国と対等であって、福祉、そこに住む住民の福祉の向上に責任を持つ、言ってみたら命や暮らしに責任を持つというとこにいらっしゃるわけですよ。その方々が、介護保険がこんなになってきて、そもそもの一番の大きな理由は国からお金が来ないところにあるのではないか。もうちょっと言えば、もう少し大きな、人口の一極集中で地域がこんなにも疲弊してきてるのではないかという問題も含めて、国の政策とお金の使い方について、今、地方自治体の首長が声を上げなければいけないのではないかというふうに、こんなに切実に思うとこはないわけですよ。福祉を守り、介護を守るためには、国のお金の使い方をどこに持っていってるのか。

　そこで、国の政策で例えば、私が言ったら、防衛費を減らせと言ったら意見が出るかもしれませんが、それが言えなかったにしても、少なくても社会保障を守るためには地方にもっと金をよこせと、こういうことを私はあらゆるところを使って言うべきではないかと思うんですが、連合長、いかがでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　陶山広域連合長。

○広域連合長（陶山　清孝君）　連合長です。広域連合での介護保険だけでは限界がありますけれども、一つだけお話ししときます。先週、実は自民党の朝の勉強会に全国の仲間の５人の首長と初めて、２回目ですね、２回目、朝の勉強会に行きました。中山間の勉強会でした。新人の議員が数十人ずらっと並んでる中で、埼玉と福井の２人の私よりずっと若い町村長が、一極集中が駄目なんだと、東京一極集中がこの国を滅ぼすという講釈を垂れて、事務局長が、これまでは地方では交付税が足りないからもっと東京の交付税をくれと言ったのが、えらく高い理念を言われる首長が出てきましたねと、私もまさにそう思いました。

そのぐらいやはり全国の首長は、今の東京一極集中、東京の中では体育館が全部エアコンで無償化がどんどん進んで、片方で地方の中では子供たちがどんどん減って学校を統合させて非常にあえいでるのが、同じ国家の中の政治としてこんなことを続けていいのかというところまで首長も本当困ってるところです。

そう困った、困ったと言ってもいけませんので、政治を動かしながらこの国の形がきちんと平等で、少なくとも教育であったり医療であったり、こういう福祉が均等に人々の暮らしを支えるものであり続けるために、しっかりと国に申すべきは申していかなくちゃいけない時代が来たんだなと改めて私も思っています。

一つの事例を挙げましたけれども、そのぐらいやはり皆さんはそのことを感じている時代に入ってきてます。そのぐらい人口減少と、そして支え手である労働者がいなくなってきてるということは間違いない事実です。これを何とか打開するために全力を挙げなければならないと思っています。

○議長（景山　　浩君）　以上で……（「もう。まだあるでしょう」「終わってます」と呼ぶ者あり）もう終わってます。オーバー時間です。

以上で、９番、真壁容子議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１１　議案第１号

○議長（景山　　浩君）　これより討論、採決を行います。

日程第１１、議案第１号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、大床桂介議員。

○総務民生常任委員長（大床　桂介君）　自席でよろしいでしょうか。

○議長（景山　　浩君）　はい。

○総務民生常任委員長（大床　桂介君）　はい。

総務民生常任委員会委員長の大床でございます。付託された議案第１号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山　　浩君）　本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第１号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第１号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１２　議案第２号

○議長（景山　　浩君）　日程第１２、議案第２号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、大床桂介議員。

○総務民生常任委員長（大床　桂介君）　付託されました議案第２号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山　　浩君）　本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第２号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）を採決いた

します。

議案第２号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１３　議案第３号

○議長（景山　　浩君）　日程第１３、議案第３号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、大床桂介議員。

○総務民生常任委員長（大床　桂介君）　付託されました議案第３号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山　　浩君）　本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第３号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

議案第３号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１４　議案第４号

○議長（景山　　浩君）　日程第１４、議案第４号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、大床桂介議員。

○総務民生常任委員長（大床　桂介君）　付託されました議案第４号、令和８年度南部箕蚊屋広域

連合一般会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山　　浩君）　本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はございませんか。

9番、真壁容子議員。

○議員（9番　真壁　容子君）　今回の令和8年度の一般会計予算に反対をいたします。反対する理由は、主に4点です。

まず1点目は、広域連合の負担経費、町村別の負担の在り方の問題です。規約には、共通経費として均等割が１０％、高齢者人口割が９０％、給付支援事業として、これも均等割１０％で、これは給付費割ですね、が９０％となっています。これは、施行後２５年の中で一定は改善をされてきました。組合立とか広域化によってのブラックボックスと言われているところが共通経費で、均等割をどうするかというところが指摘されることが多くあります。どこの町村も経費として自治体の予算としてやりくりがなかなか大変な中、やはりここは介護保険の在り方も現実に即したお金の給付状況によって負担すべきではないかというふうに考えます。そういう意味でいえば、共通経費の均等割も是正すべきだと思うんですが、特に給付支援事業として特別会計で行っている介護給付事業についても均等割が１０％、これは町村によって大分差が出てきます。ここを給付費の全額負担にしても広域連合としての役割と負担割合は何ら困るものではないと思うので、ここを1つ目には変えるべきではないかという指摘です。

2点目には、経費についてです。これは先ほどの本会議でも質疑の中で述べさせてもらいましたが、1つの広域機関を持つということはそれなりに経費がかかってきます。議会運営等についてもです。それを考えた場合に、全体では３０億、町村にしてみてはどれぐらいの金額になるか分かりませんが、南部町でいったら国保会計もこれぐらい持っているわけですよね。それを考えた場合、町村でするほうが経費がかからないのではないかという点を強く感じているところです。これについても検討すべきではないかという点。

それに関連して3点目の問題は、特に地域包括センターができて、地域での介護保険の目的が保険事業だけではなくて地域で安心して住んでいくために地域の共生を言い出してから、町村でのまちづくりが課題になってきたわけですよ。そのときに広域連合を組んでる介護保険事業としては、やっぱり保険事業に特化することになるもんですから、民間でいえば保険屋になってしまってる感が否めなくなる。数字での論議というのはなかなか、もう既に現実ですから、この広域

連合の場が本当に地域包括支援センターを含めた地域の介護の在り方というところでの論議がしにくくなってきてるというのが現状です。そういう意味でいえば、地域での医療、福祉、介護、予防等も含めた中で介護を語るべきではないか、そのことが今、重層的支援問題も含めて地域包括支援事業の仕事になってきてるのではないかと考えたときに、広域連合の在り方も考え直すべきではないかという点を考えております。

4点目には、3点で広域連合のマイナス点を言ったんですけども、せっかく広域連合組んでいるのであれば、3町村の違いをデメリットをメリットに変えていく方法での論議がもっとあってもよいのではないかという点です。一つには認定率の問題、または保険料の徴収の問題での課題など含めて突っ込んだ論議をしていきながら、広域連合を組んで、よその町村をお互い学び合って是正していくという、こういう広域連合になるべきではないかという点を指摘して、反対をいたします。

○議長（景山　　浩君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、荊尾芳之議員。

○議員（7番　荊尾　芳之君）　7番、荊尾です。議案第4号、令和8年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算について賛成します。

令和8年の一般会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ5億3,８００万円で、前年度に比べて2,３００万円、4.1％の減となっています。適正な予算だと考えます。

まず、反対意見として、広域連合の運営に係る町村負担金の在り方について反対だと言われました。現在、町村負担金の内容は、広域連合経費のうち3町村の均等割は全体の１０％、人口・給付割が全体の９０％を負担することになっています。この負担割合については、連合発足時の割合を平成１７年4月1日から一度見直しを行って、現在の負担割合となっています。構成町村の話合いの上で決定となっているもので、この予算執行には何の問題もないと考えます。

次に、連合を組んで事業を行うより3町村がそれぞれ単独で介護保険事業を行うほうが有利ではないかという意見でございますが、3町村ともにそれぞれ単独で事業を行うよりも、連合を組んで人口のパイを大きくして事業実施をしたほうがよいと決定されてスタートした広域連合です。連合の中で3町村がお互いのよいところを見て取り入れようとやっているのです。例えば南部町分の保険料の滞納の問題です。伯耆町は非常に少なく、上手にやっておられます。よいところをしっかり見習って、広域連合は町村と一緒になって徴収事業等も進めていっていただければなと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（景山　　浩君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第４号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を採決いたします。

議案第４号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５　議案第５号

○議長（景山　　浩君）　日程第１５、議案第５号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、大床桂介議員。

○総務民生常任委員長（大床　桂介君）　付託されました議案第５号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山　　浩君）　本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

９番、真壁議員。

○議員（９番　真壁　容子君）　今回、令和８年度の介護保険事業特別会計予算に反対します。

今回の特別会計の予算規模３１億1,５００万、前年度に比べての若干の増。中身を見ると、保険給付費が0.５％の増、こういうふうなことを見込んでのということは、保険給付費が３０億を初めて超えてくるわけですね。超える予算を提案されています。

反対の一番の理由は、保険料、利用料の引下げです。私たち議員は、広域連合の議員として選ばれたわけじゃないですけども、その基礎自治体で選挙をする際に住民から言われる大きな一つが、介護保険料の減免です。保険料、利用料の。それが減免をやりましょうということを公約に掲げている以上、この事業特別会計予算を面と向かって現行の保険料の引下げ、利用料の引下げを指摘して反対するというのが一番大きな理由です。

なぜ保険料、利用料を下げろと言っているかという理由です。保険料については所得段階があるのだと、こういうふうにきっと反論してくると思うんですけども、所得段階別も年次的に若干

の改善を含めながら所得に応じた捉え方をしていこうと、こう言っているわけですよね。ところが、そもそも措置費の頃から比べたら国の負担割合が半分に減ってるものですから、どう考えても保険料として払う国民負担が多くなってるという現状があります。これについて、法的に段階別に決めているにもかかわらず、国は段階的に改善策を考えて、それの補塡をしてくると。全く国保と一緒ですよね。国保も高いから、法定減免をせざるを得ないと。これがあるということは、国も高いと分かっている。利用料について言えば、委員会の中でも確認したように、例えば施設入所の場合は補足給付があるわけです、特定入所費の。何かというと、これも施設入所費というのは計算方法は決まっているんだけれども、それを全部に該当させたら所得の少ない人は大変だろうといって3段階、現行4段階に分けて減免をするという制度を設けないといけないぐらい国は利用料が高いと思っている。であるならば、こんなややこしいことせんと、もっと保険料を下げて利用料下げる方法を考えたらいいんですよ。一番は、国の負担を増やせば解決できるんです。これを私は、１０期になるんですけれども、やはり改めて連合長、副連合長含めて、国の負担を多くしろと、こういうふうに言っていかなくては、次の１０期の介護保険料が上がるのではないかと非常に危惧をしているところです。

細かい点でいえば、この中に例えば保険者の努力によって交付金の量を決めるという制度が2つありましたよね。介護保険者努力支援交付金、保険者機能強化推進交付金、これなんかも、いわゆる介護保険を見直してほしいという人たちはどう言ってるかというと、この金額はここにするんじゃなくて国の補助金の中に入れてもらって、今の国が２５％負担じゃなくて、それ以上に３０％、３５％いくように、財政調整交付金も含めて負担を増やすべきだと言っているんですよ。今のお金だけでもその使い方をすれば、国の負担が少しは増えてくることになると思うんですよ。

先ほどの一般質問でも言いましたが、とりわけ今の国の情勢が物価高騰や福祉が削られてくる中でもどこにお金を使おうとしているのかといえば、福祉とかそういうお金ではなくて、ほかのところに使われようとしているわけですよ。そういうときに、首長や私たちは社会保障や介護や医療、国民の暮らしを守るための財源を取ってくることこそが一番の暮らしを守って平和を守る大きな仕事になると思いますので、できたら皆さんも予算反対して、国の求めていきましょうとは言いませんが、国に対して増額を求めていくことが今一番求められているのではないかということを指摘して反対をいたします。

○議長（景山　　浩君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、仲田司朗議員。

○議員（3番　仲田　司朗君）　3番、仲田司朗でございます。議案第5号、令和8年度南部箕蚊

屋広域連合介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど保険料の値下げ、そして国庫補助の増額ということを御指摘がございました。特に保険料の値下げについてでございますけれども、いろいろ考えてみますと、被保険者数の増加がこれから出てきます。１人当たり医療費の伸びが中長期的に医療給付費の増大が見込まれるということもあります。制度の安定なり維持的な運営確保というのがこれから必要になってくると思います。そういうことを踏まえた中で今後の財政運営の安定性を踏まえると、保険料の引下げというのは私は難しいのではないかということでおります。

それと、もう一つは国庫補助の負担でございますけれども、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会のほうからでもこういう問題がございまして、国のほうに連合議会のほうからも陳情等を行っておるところでございますけれども、なかなかそれが思ったようになってないのが現状でございます。ただ、そういうことを踏まえた中での予算でございますので、御理解いただきたいと思うところでございます。全然してないわけではございませんで、国のほうに要望させていただいて、同じ考え方で取り組んでるということで御理解いただきたいと思い、賛成の立場で討論させていただきました。以上です。

○議長（景山　　浩君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第５号、令和８年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第５号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山　　浩君）　起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１６　閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山　　浩君）　日程第１６、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、河中博子議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、河中博子議員からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

○議長（景山　　浩君）　以上をもちまして、今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、令和８年第１回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山　　浩君）　御異議なしと認めます。

これをもちまして、令和８年第１回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後３時２８分閉会
